【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号から第七号までにおいて引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款（財団たる内国会社である場合は、その寄附行為）

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し若しくは主務大臣の認可を受けたことを証する書面（会社法第三十二条第一項に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）又はこれらに類する書面

ハ　当該有価証券の発行による会社（指定法人を含む。）の資本金の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ニ　当該有価証券が社債、社会医療法人債、学校債券若しくは学校貸付債権（第四号及び第十七条第一項において「社債等」という。）又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（１）　当該保証を行つている会社（指定法人及び組合等を含む。以下「保証会社」という。）の定款（組合等である場合は、組合契約に係る契約書の写し）及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（２）　当該保証の内容を記載した書面

ホ　当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ヘ　当該有価証券が有価証券信託受益証券である場合には、当該有価証券信託受益証券の発行に関して締結された信託契約その他主要な契約の写し

ト　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからトまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が第九条の三第三項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち同項に規定するものを提出している者である場合には、次に掲げる事項を記載した書面（同項第一号に掲げる要件に該当する場合は(2)を除く。）

（１）　当該提出者の当該株式移転完全子会社及び適格株式移転完全子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

（２）　同項に規定する株式移転の日の前日における当該提出者の当該株式移転完全子会社及び適格株式移転完全子会社の株主数

（３）　当該株式移転の目的

（４）　当該株式移転の方法及び当該株式移転に係る当該適格株式移転完全子会社の株主総会の決議の内容

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからトまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書の提出者が第九条の四第四項の規定により法第五条第四項第一号の要件を満たしている場合には、前号ハに掲げる書面

ホ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合（次に定める重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（１）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（２）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ヘ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

三の三　第二号の五様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　提出会社が組織再編成（法第二条の二第一項に規定する組織再編成をいう。）を行う会社以外の会社である場合には、当該組織再編成を行う会社の定款

三の四　第二号の六様式により作成した有価証券届出書　前号に掲げる書類

三の五　第二号の七様式により作成した有価証券届出書　第三号の三に掲げる書類

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が金融商品取引業者との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債等である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

七　第七号の四様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号の三に掲げる書類

ロ　第四号ロからトまでに掲げる書類

２　第一項第四号から第七号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】

（改正後）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号から第七号までにおいて引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款（財団たる内国会社である場合は、その寄附行為　）

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し若しくは主務大臣の認可を受けたことを証する書面（会社法第三十二条第一項に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）又はこれらに類する書面

ハ　当該有価証券の発行による会社（指定法人を含む。）の資本金の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ニ　当該有価証券が社債、社会医療法人債、学校債券若しくは学校貸付債権（第四号及び第十七条第一項において「社債等」という。）又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（１）　当該保証を行つている会社（指定法人及び組合等を含む。以下「保証会社」という。）の定款（組合等である場合は、組合契約に係る契約書の写し）及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（２）　当該保証の内容を記載した書面

ホ　当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ヘ　当該有価証券が有価証券信託受益証券である場合には、当該有価証券信託受益証券の発行に関して締結された信託契約その他主要な契約の写し

ト　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

（ト　削除）

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからトまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が第九条の三第三項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち同項に規定するものを提出している者である場合には、次に掲げる事項を記載した書面（同項第一号に掲げる要件に該当する場合は(2)を除く。）

（１）　当該提出者の当該株式移転完全子会社及び適格株式移転完全子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

（２）　同項に規定する株式移転の日の前日における当該提出者の当該株式移転完全子会社及び適格株式移転完全子会社の株主数

（３）　当該株式移転の目的

（４）　当該株式移転の方法及び当該株式移転に係る当該適格株式移転完全子会社の株主総会の決議の内容

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからトまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書の提出者が第九条の四第四項の規定により法第五条第四項第一号の要件を満たしている場合には、前号ハに掲げる書面

ホ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合（次に定める重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（１）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（２）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ヘ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

三の三　第二号の五様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　提出会社が組織再編成（法第二条の二第一項に規定する組織再編成をいう。）を行う会社以外の会社である場合には、当該組織再編成を行う会社の定款

三の四　第二号の六様式により作成した有価証券届出書　前号に掲げる書類

三の五　第二号の七様式により作成した有価証券届出書　第三号の三に掲げる書類

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が金融商品取引業者との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債等である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

七　第七号の四様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号の三に掲げる書類

ロ　第四号ロからトまでに掲げる書類

２　第一項第四号から第七号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款（財団たる内国会社である場合は、その寄附行為、組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し若しくは主務大臣の認可を受けたことを証する書面（会社法第三十二条第一項に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）又はこれらに類する書面

ハ　当該有価証券の発行による会社（指定法人を含む。）の資本金の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ニ　当該有価証券が社債若しくは社会医療法人債（第四号及び第十七条第一項において「社債等」という。）又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人及び組合を含む。）の定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ホ　当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

（ヘ　新設）

ヘ　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

ト　当該有価証券届出書の提出者の代表者が当該有価証券届出書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券届出書に添付しようとする場合における当該書面

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからトまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が第九条の三第三項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち同項に規定するものを提出している者である場合には、次の各号（同項第一号に掲げる要件に該当する場合は(ロ)を除く。）に掲げる事項を記載した書面

（イ）　当該提出者の当該株式移転完全子会社及び適格株式移転完全子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

（ロ）　同項に規定する株式移転の日の前日における当該提出者の当該株式移転完全子会社及び適格株式移転完全子会社の株主数

（ハ）　当該株式移転の目的

（ニ）　当該株式移転の方法及び当該株式移転に係る当該適格株式移転完全子会社の株主総会の決議の内容

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからトまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書の提出者が第九条の四第四項の規定により法第五条第四項第一号の要件を満たしている場合には、前号ハに掲げる書面

ホ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ヘ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

三の三　第二号の五様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

（三の四、五　新設）

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債等である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

（七　新設）

２　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成19年3月30日 府令第31号】

（改正後）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款（財団たる内国会社である場合は、その寄附行為、組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し若しくは主務大臣の認可を受けたことを証する書面（会社法第三十二条第一項に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）又はこれらに類する書面

ハ　当該有価証券の発行による会社（指定法人を含む。）の資本金の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ニ　当該有価証券が社債若しくは社会医療法人債（第四号及び第十七条第一項において「社債等」という。）又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人及び組合を含む。）の定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ホ　当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ヘ　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

ト　当該有価証券届出書の提出者の代表者が当該有価証券届出書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券届出書に添付しようとする場合における当該書面

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからトまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が第九条の三第三項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち同項に規定するものを提出している者である場合には、次の各号（同項第一号に掲げる要件に該当する場合は(ロ)を除く。）に掲げる事項を記載した書面

（イ）　当該提出者の当該株式移転完全子会社及び適格株式移転完全子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

（ロ）　同項に規定する株式移転の日の前日における当該提出者の当該株式移転完全子会社及び適格株式移転完全子会社の株主数

（ハ）　当該株式移転の目的

（ニ）　当該株式移転の方法及び当該株式移転に係る当該適格株式移転完全子会社の株主総会の決議の内容

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからトまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書の提出者が第九条の四第四項の規定により法第五条第四項第一号の要件を満たしている場合には、前号ハに掲げる書面

ホ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ヘ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

三の三　第二号の五様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債等である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

２　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し若しくは主務大臣の認可を受けたことを証する書面（会社法第三十二条第一項に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）又はこれらに類する書面

ハ　当該有価証券の発行による会社（指定法人を含む。）の資本金の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ニ　当該有価証券が社債又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人及び組合を含む。）の定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ホ　当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ヘ　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

ト　当該有価証券届出書の提出者の代表者が当該有価証券届出書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券届出書に添付しようとする場合における当該書面

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからトまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が第九条の三第三項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち同項に規定するものを提出している者である場合には、次の各号（同項第一号に掲げる要件に該当する場合は(ロ)を除く。）に掲げる事項を記載した書面

（イ）　当該提出者の当該株式移転完全子会社及び適格株式移転完全子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

（ロ）　同項に規定する株式移転の日の前日における当該提出者の当該株式移転完全子会社及び適格株式移転完全子会社の株主数

（ハ）　当該株式移転の目的

（ニ）　当該株式移転の方法及び当該株式移転に係る当該適格株式移転完全子会社の株主総会の決議の内容

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからトまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書の提出者が第九条の四第四項の規定により法第五条第四項第一号の要件を満たしている場合には、前号ハに掲げる書面

ホ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ヘ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

三の三　第二号の五様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

２　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】

（改正後）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し若しくは主務大臣の認可を受けたことを証する書面（会社法第三十二条第一項に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）又はこれらに類する書面

ハ　当該有価証券の発行による会社（指定法人を含む。）の資本金の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ニ　当該有価証券が社債又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人及び組合を含む。）の定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ホ　当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ヘ　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

ト　当該有価証券届出書の提出者の代表者が当該有価証券届出書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券届出書に添付しようとする場合における当該書面

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからトまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が第九条の三第三項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち同項に規定するものを提出している者である場合には、次の各号（同項第一号に掲げる要件に該当する場合は(ロ)を除く。）に掲げる事項を記載した書面

（イ）　当該提出者の当該株式移転完全子会社及び適格株式移転完全子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

（ロ）　同項に規定する株式移転の日の前日における当該提出者の当該株式移転完全子会社及び適格株式移転完全子会社の株主数

（ハ）　当該株式移転の目的

（ニ）　当該株式移転の方法及び当該株式移転に係る当該適格株式移転完全子会社の株主総会の決議の内容

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからトまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書の提出者が第九条の四第四項の規定により法第五条第四項第一号の要件を満たしている場合には、前号ハに掲げる書面

ホ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ヘ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

三の三　第二号の五様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

２　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し若しくは主務大臣の認可を受けたことを証する書面（商法第百六十八条ノ二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）又はこれらに類する書面（組合である場合に限る。）

ハ　当該有価証券の発行による会社（指定法人を含む。）の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ニ　当該有価証券が社債又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人及び組合を含む。）の定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ホ　当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ヘ　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

ト　当該有価証券届出書の提出者の代表者が当該有価証券届出書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券届出書に添付しようとする場合における当該書面

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからトまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が第九条の三第三項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち同項に規定するものを提出している者である場合には、次の各号（同項第一号に掲げる要件に該当する場合は(ロ)を除く。）に掲げる事項を記載した書面

（イ）　当該提出者の当該完全子会社及び適格完全子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

（ロ）　同項に規定する株式移転の日の前日における当該提出者の当該完全子会社及び適格完全子会社の株主数

（ハ）　当該株式移転の目的

（ニ）　当該株式移転の方法及び当該株式移転に係る当該適格完全子会社の株主総会の決議の内容

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからトまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書の提出者が第九条の四第四項の規定により法第五条第四項第一号の要件を満たしている場合には、前号ハに掲げる書面

ホ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ヘ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

三の三　第二号の五様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

２　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成17年11月30日 府令第103号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 府令第89号】

（改正後）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し若しくは主務大臣の認可を受けたことを証する書面（商法第百六十八条ノ二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）又はこれらに類する書面（組合である場合に限る。）

ハ　当該有価証券の発行による会社（指定法人を含む。）の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ニ　当該有価証券が社債又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人及び組合を含む。）の定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ホ　当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ヘ　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

ト　当該有価証券届出書の提出者の代表者が当該有価証券届出書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券届出書に添付しようとする場合における当該書面

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからトまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が第九条の三第三項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち同項に規定するものを提出している者である場合には、次の各号（同項第一号に掲げる要件に該当する場合は(ロ)を除く。）に掲げる事項を記載した書面

（イ）　当該提出者の当該完全子会社及び適格完全子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

（ロ）　同項に規定する株式移転の日の前日における当該提出者の当該完全子会社及び適格完全子会社の株主数

（ハ）　当該株式移転の目的

（ニ）　当該株式移転の方法及び当該株式移転に係る当該適格完全子会社の株主総会の決議の内容

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからトまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書の提出者が第九条の四第四項の規定により法第五条第四項第一号の要件を満たしている場合には、前号ハに掲げる書面

ホ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ヘ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

三の三　第二号の五様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

２　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面（商法第百六十八条ノ二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　当該有価証券の発行による会社（指定法人を含む。）の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ニ　当該有価証券が社債又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ホ　当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ヘ　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

ト　当該有価証券届出書の提出者の代表者が当該有価証券届出書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券届出書に添付しようとする場合における当該書面

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからトまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が第九条の三第三項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち同項に規定するものを提出している者である場合には、次の各号（同項第一号に掲げる要件に該当する場合は(ロ)を除く。）に掲げる事項を記載した書面

（イ）　当該提出者の当該完全子会社及び適格完全子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

（ロ）　同項に規定する株式移転の日の前日における当該提出者の当該完全子会社及び適格完全子会社の株主数

（ハ）　当該株式移転の目的

（ニ）　当該株式移転の方法及び当該株式移転に係る当該適格完全子会社の株主総会の決議の内容

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからトまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書の提出者が第九条の四第四項の規定により法第五条第四項第一号の要件を満たしている場合には、前号ハに掲げる書面

ホ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ヘ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

三の三　第二号の五様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

２　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成17年3月31日 府令第34号】 （改正なし）

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】

（改正後）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面（商法第百六十八条ノ二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

（ハ　削除）

ハ　当該有価証券の発行による会社（指定法人を含む。）の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ニ　当該有価証券が社債又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ホ　当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ヘ　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

ト　当該有価証券届出書の提出者の代表者が当該有価証券届出書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券届出書に添付しようとする場合における当該書面

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからトまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が第九条の三第三項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち同項に規定するものを提出している者である場合には、次の各号（同項第一号に掲げる要件に該当する場合は(ロ)を除く。）に掲げる事項を記載した書面

（イ）　当該提出者の当該完全子会社及び適格完全子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

（ロ）　同項に規定する株式移転の日の前日における当該提出者の当該完全子会社及び適格完全子会社の株主数

（ハ）　当該株式移転の目的

（ニ）　当該株式移転の方法及び当該株式移転に係る当該適格完全子会社の株主総会の決議の内容

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからトまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書の提出者が第九条の四第四項の規定により法第五条第四項第一号の要件を満たしている場合には、前号ハに掲げる書面

ホ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ヘ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

三の三　第二号の五様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

２　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面（商法第百六十八条ノ二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した届出仮目論見書を使用する場合における当該届出仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社（指定法人を含む。）の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　当該有価証券が社債又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ヘ　当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ト　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

チ　当該有価証券届出書の提出者の代表者が当該有価証券届出書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券届出書に添付しようとする場合における当該書面

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからチまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が第九条の三第三項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち同項に規定するものを提出している者である場合には、次の各号（同項第一号に掲げる要件に該当する場合は(ロ)を除く。）に掲げる事項を記載した書面

（イ）　当該提出者の当該完全子会社及び適格完全子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

（ロ）　同項に規定する株式移転の日の前日における当該提出者の当該完全子会社及び適格完全子会社の株主数

（ハ）　当該株式移転の目的

（ニ）　当該株式移転の方法及び当該株式移転に係る当該適格完全子会社の株主総会の決議の内容

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからチまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書の提出者が第九条の四第四項の規定により法第五条第四項第一号の要件を満たしている場合には、前号ハに掲げる書面

ホ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ヘ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

三の三　第二号の五様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

２　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】

（改正後）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面（商法第百六十八条ノ二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した届出仮目論見書を使用する場合における当該届出仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社（指定法人を含む。）の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　当該有価証券が社債又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ヘ　当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ト　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

チ　当該有価証券届出書の提出者の代表者が当該有価証券届出書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券届出書に添付しようとする場合における当該書面

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからチまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が第九条の三第三項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち同項に規定するものを提出している者である場合には、次の各号（同項第一号に掲げる要件に該当する場合は(ロ)を除く。）に掲げる事項を記載した書面

（イ）　当該提出者の当該完全子会社及び適格完全子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

（ロ）　同項に規定する株式移転の日の前日における当該提出者の当該完全子会社及び適格完全子会社の株主数

（ハ）　当該株式移転の目的

（ニ）　当該株式移転の方法及び当該株式移転に係る当該適格完全子会社の株主総会の決議の内容

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからチまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書の提出者が第九条の四第四項の規定により法第五条第四項第一号の要件を満たしている場合には、前号ハに掲げる書面

ホ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ヘ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

三の三　第二号の五様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

２　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面（商法第百六十八条ノ二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した届出仮目論見書を使用する場合における当該届出仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社（指定法人を含む。）の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　当該有価証券が社債又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ヘ　当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ト　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

（チ　新設）

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからトまでに掲げる書類

（ハ　新設）

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからトまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

（ニ　新設）

ニ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ホ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

三の三　第二号の五様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

２　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 府令第139号】 （改正なし）

【平成12年10月10日 府令第116号】

（改正後）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面（商法第百六十八条ノ二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した届出仮目論見書を使用する場合における当該届出仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社（指定法人を含む。）の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　当該有価証券が社債又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ヘ　当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ト　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからトまでに掲げる書類

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからトまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ホ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

三の三　第二号の五様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

２　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として総理府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面（商法第百六十八条ノ二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した届出仮目論見書を使用する場合における当該届出仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社（指定法人を含む。）の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　当該有価証券が社債又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ヘ　当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ト　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからトまでに掲げる書類

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからトまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ホ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

三の三　第二号の五様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

２　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成12年6月26日 府令第65号】

（改正後）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として総理府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面（商法第百六十八条ノ二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した届出仮目論見書を使用する場合における当該届出仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社（指定法人を含む。）の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　当該有価証券が社債又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ヘ　当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ト　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからトまでに掲げる書類

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからトまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ホ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

三の三　第二号の五様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

２　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面（商法第百六十八条の二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した届出仮目論見書を使用する場合における当該届出仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社（指定法人を含む。）の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　当該有価証券が社債又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ヘ　当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ト　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからトまでに掲げる書類

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからトまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ホ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

三の三　第二号の五様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

２　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成12年3月24日 省令第19号】 （改正なし）

【平成11年9月30日 省令第91号】 （改正なし）

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】

（改正後）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面（商法第百六十八条の二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した届出仮目論見書を使用する場合における当該届出仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社（指定法人を含む。）の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　当該有価証券が社債又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ヘ　当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ト　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからトまでに掲げる書類

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからトまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ホ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

三の三　第二号の五様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

２　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面（商法第百六十八条の二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した届出仮目論見書を使用する場合における当該届出仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社（指定法人を含む。）の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　当該有価証券が社債又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ヘ　当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ト　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからトまでに掲げる書類

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからトまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ホ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

（三の三　新設）

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

２　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成10年11月24日 省令第140号】

（改正後）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面（商法第百六十八条の二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した届出仮目論見書を使用する場合における当該届出仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社（指定法人を含む。）の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　当該有価証券が社債又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

ヘ　当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ト　当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからトまでに掲げる書類

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからトまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ホ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

２　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面（商法第百六十八条の二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した届出仮目論見書を使用する場合における当該届出仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社（指定法人を含む。）の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　当該有価証券が社債又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

（ヘ、ト　新設）

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからホまでに掲げる書類

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからホまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ホ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

２　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成10年6月18日 省令第97号】 （改正なし）

【平成10年3月30日 省令第37号】 （改正なし）

【平成10年3月19日 省令第28号】

（改正後）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面（商法第百六十八条の二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した届出仮目論見書を使用する場合における当該届出仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社（指定法人を含む。）の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　当該有価証券が社債又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからホまでに掲げる書類

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからホまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ホ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

２　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面（商法第百六十八条の二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した届出仮目論見書を使用する場合における当該届出仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社（指定法人を含む。）の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　当該有価証券が社債又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからホまでに掲げる書類

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからホまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ホ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

２　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成10年2月20日 省令第8号】 （改正なし）

【平成9年9月1日 省令第69号】 （改正なし）

【平成9年5月30日 省令第47号】 （改正なし）

【平成8年7月3日 省令第40号】 （改正なし）

【平成8年4月18日 省令第28号】 （改正なし）

【平成8年2月29日 省令第6号】 （改正なし）

【平成7年12月22日 省令第88号】 （改正なし）

【平成7年9月11日 省令第56号】 （改正なし）

【平成7年7月11日 省令第50号】 （改正なし）

【平成7年6月19日 省令第42号】 （改正なし）

【平成7年3月31日 省令第29号】 （改正なし）

【平成7年2月1日 省令第1号】 （改正なし）

【平成6年12月20日 省令第115号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 省令第89号】 （改正なし）

【平成6年3月25日 省令第19号】

（改正後）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面（商法第百六十八条の二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した届出仮目論見書を使用する場合における当該届出仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社（指定法人を含む。）の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　当該有価証券が社債又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社（指定法人を含む。）の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからホまでに掲げる書類

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからホまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ホ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

（チ　削除）

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類

２　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第四項の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し（商法第百六十八条の二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した届出仮目論見書を使用する場合における当該届出仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　当該有価証券が社債又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからホまでに掲げる書類

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからホまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ホ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

チ　当該有価証券が社債又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからチまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからチまでに掲げる書類

２　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成6年3月1日 省令第6号】 （改正なし）

【平成5年9月21日 省令第84号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 省令第23号】

（改正後）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第四項の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款

ロ　　当該有価証券の発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し（商法第百六十八条の二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した届出仮目論見書を使用する場合における当該届出仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　当該有価証券が社債又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからホまでに掲げる書類

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからホまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ホ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

チ　当該有価証券が社債又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからチまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからチまでに掲げる書類

２　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第四項の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき発起人全員の同意があつたことを知るに足る書面又は当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の議事録の写し

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した届出仮目論見書を使用する場合における当該届出仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

（ホ　新設）

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからニまでに掲げる書類

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからニまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ホ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

チ　トに該当する有価証券について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからチまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからチまでに掲げる書類

２　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成4年7月15日 省令第58号】 （改正なし）

【平成4年7月7日 省令第53号】 （改正なし）

【平成3年11月26日 省令第49号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 省令第10号】 （改正なし）

【平成2年12月25日 省令第41号】

（改正後）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第四項の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき発起人全員の同意があつたことを知るに足る書面又は当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の議事録の写し

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した届出仮目論見書を使用する場合における当該届出仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

（ホ　削除）

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及　に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからニまでに掲げる書類

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イ　に掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからニまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ホ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる書類

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

チ　トに該当する有価証券について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからチまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからチまでに掲げる書類

（２　削除）

２　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第四項の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき発起人全員の同意があつたことを知るに足る書面又は当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の議事録の写し

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した届出仮目論見書を使用する場合における当該届出仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　連結情報を記載した書類

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及びホに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、これらの書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからニまでに掲げる書類

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イ及びホに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、これらの書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからニまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ホ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる事項

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類（当該有価証券届出書を提出しようとする外国会社（以下この号において「当該外国会社」という。）が当該有価証券届出書に連結情報を記載している場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

チ　トに該当する有価証券について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからチまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類（当該有価証券届出書の参照書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからチまでに掲げる書類

２　この省令において、連結情報とは、次の各号に掲げる事項をいう。

一　企業集団（連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。以下同じ。）の状況に関する重要な事項及び業績の概要

二　連結会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。）に関する最近二連結会計年度に係る次の財務情報

イ　事業の種類別の売上高（役務収益を含む。ロ及びハにおいて同じ。）及び営業利益又は営業損失（ただし、経常利益又は経常損失を記載することが適当であると認められる場合にあつては経常利益又は経常損失。ロ及び附則第六項において同じ。）

ロ　所在地別（提出会社の本店又は主たる事務所が所在する国又は地域（以下この号及び附則第七項において「本国」という。）と本国以外の国又は地域の別をいう。）の売上高及び営業利益又は営業損失

ハ　海外売上高（提出会社及び本国に所在する連結子会社の輸出高並びに本国以外の国又は地域に所在する連結子会社の売上高（本国への輸出高を除く。）の合計額をいう。）

三　最近二連結会計年度に係る連結財務諸表に記載された事項

３　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成2年7月21日 省令第30号】

（改正後）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第四項の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき発起人全員の同意があつたことを知るに足る書面又は当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の議事録の写し

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した届出仮目論見書を使用する場合における当該届出仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　連結情報を記載した書類

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及びホに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、これらの書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからニまでに掲げる書類

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イ及びホに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、これらの書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからニまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ホ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる事項

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類（当該有価証券届出書を提出しようとする外国会社（以下この号において「当該外国会社」という。）が当該有価証券届出書に連結情報を記載している場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

チ　トに該当する有価証券について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからチまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類（当該有価証券届出書の参照書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからチまでに掲げる書類

２　この省令において、連結情報とは、次の各号に掲げる事項をいう。

一　企業集団（連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。以下同じ。）の状況に関する重要な事項及び業績の概要

二　連結会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。）に関する最近二連結会計年度に係る次の財務情報

イ　事業の種類別の売上高（役務収益を含む。ロ及びハにおいて同じ。）及び営業利益又は営業損失（ただし、経常利益又は経常損失を記載することが適当であると認められる場合にあつては経常利益又は経常損失。ロ及び附則第六項において同じ。）

ロ　所在地別（提出会社の本店又は主たる事務所が所在する国又は地域（以下この号及び附則第七項において「本国」という。）と本国以外の国又は地域の別をいう。）の売上高及び営業利益又は営業損失

ハ　海外売上高（提出会社及び本国に所在する連結子会社の輸出高並びに本国以外の国又は地域に所在する連結子会社の売上高（本国への輸出高を除く。）の合計額をいう。）

三　最近二連結会計年度に係る連結財務諸表に記載された事項

３　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第四項の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（以下「添付書類」という。）として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき発起人全員の同意があつたことを知るに足る書面又は当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の議事録の写し

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した届出仮目論見書を使用する場合における当該届出仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　連結情報を記載した書類

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及びホに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、これらの書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからニまでに掲げる書類

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イ及びホに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、これらの書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからニまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ホ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる事項

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類（当該有価証券届出書を提出しようとする外国会社（以下この号において「当該外国会社」という。）が当該有価証券届出書に連結情報を記載している場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

チ　トに該当する有価証券について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからチまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類（当該有価証券届出書の参照書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからチまでに掲げる書類

２　この省令において、連結情報とは、次の各号に掲げる事項をいう。

一　企業集団（連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。以下同じ。）の状況に関する重要な事項及び業績の概要

二　連結会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。）に関する最近二連結会計年度に係る次の財務情報

イ　事業の種類別の売上高（役務収益を含む。ロ及びハにおいて同じ。）及び営業利益又は営業損失（ただし、経常利益又は経常損失を記載することが適当であると認められる場合にあつては経常利益又は経常損失。ロ及び附則第六項において同じ。）

ロ　所在地別（提出会社の本店又は主たる事務所が所在する国又は地域（以下この号及び附則第七項において「本国」という。）と本国以外の国又は地域の別をいう。）の売上高及び営業利益又は営業損失

ハ　海外売上高（提出会社及び本国に所在する連結子会社の輸出高並びに本国以外の国又は地域に所在する連結子会社の売上高（本国への輸出高を除く。）の合計額をいう。）

三　最近二連結会計年度に係る連結財務諸表に記載された事項

３　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成元年3月17日 省令第21号】

（改正後）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第四項の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（以下「添付書類」という。）として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき発起人全員の同意があつたことを知るに足る書面又は当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の議事録の写し

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した届出仮目論見書を使用する場合における当該届出仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　連結情報を記載した書類

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及びホに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、これらの書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからニまでに掲げる書類

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イ及びホに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、これらの書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからニまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ホ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

三の二　第二号の四様式により作成した有価証券届出書

第一号に掲げる事項

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類（当該有価証券届出書を提出しようとする外国会社（以下この号において「当該外国会社」という。）が当該有価証券届出書に連結情報を記載している場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

チ　トに該当する有価証券について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからチまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類（当該有価証券届出書の参照書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからチまでに掲げる書類

２　この省令において、連結情報とは、次の各号に掲げる事項をいう。

一　企業集団（連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。以下同じ。）の状況に関する重要な事項及び業績の概要

二　連結会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。）に関する最近二連結会計年度に係る次の財務情報

イ　事業の種類別の売上高（役務収益を含む。ロ及びハにおいて同じ。）及び営業利益又は営業損失（ただし、経常利益又は経常損失を記載することが適当であると認められる場合にあつては経常利益又は経常損失。ロ及び附則第六項において同じ。）

ロ　所在地別（提出会社の本店又は主たる事務所が所在する国又は地域（以下この号及び附則第七項において「本国」という。）と本国以外の国又は地域の別をいう。）の売上高及び営業利益又は営業損失

ハ　海外売上高（提出会社及び本国に所在する連結子会社の輸出高並びに本国以外の国又は地域に所在する連結子会社の売上高（本国への輸出高を除く。）の合計額をいう。）

三　最近二連結会計年度に係る連結財務諸表に記載された事項

３　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第四項の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（以下「添付書類」という。）として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき発起人全員の同意があつたことを知るに足る書面又は当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の議事録の写し

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した届出仮目論見書を使用する場合における当該届出仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　連結情報を記載した書類

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及びホに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、これらの書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからニまでに掲げる書類

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イ及びホに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、これらの書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからニまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ホ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

（三の二　新設）

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類（当該有価証券届出書を提出しようとする外国会社（以下この号において「当該外国会社」という。）が当該有価証券届出書に連結情報を記載している場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

チ　トに該当する有価証券について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからチまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類（当該有価証券届出書の参照書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからチまでに掲げる書類

２　この省令において、連結情報とは、次の各号に掲げる事項をいう。

一　企業集団（連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。以下同じ。）の状況に関する重要な事項及び業績の概要

二　連結会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。）に関する最近二連結会計年度に係る次の財務情報

イ　事業の種類別の売上高（役務収益を含む。ロ及びハにおいて同じ。）及び営業利益又は営業損失（ただし、経常利益又は経常損失を記載することが適当であると認められる場合にあつては経常利益又は経常損失。ロ及び附則第六項において同じ。）

ロ　所在地別（提出会社の本店又は主たる事務所が所在する国又は地域（以下この号及び附則第七項において「本国」という。）と本国以外の国又は地域の別をいう。）の売上高及び営業利益又は営業損失

ハ　海外売上高（提出会社及び本国に所在する連結子会社の輸出高並びに本国以外の国又は地域に所在する連結子会社の売上高（本国への輸出高を除く。）の合計額をいう。）

三　最近二連結会計年度に係る連結財務諸表に記載された事項

３　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（　新設）

【昭和63年9月20日 省令第41号】

（改正後）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第四項の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（以下「添付書類」という。）として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　第二号様式により作成した有価証券届出書

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき発起人全員の同意があつたことを知るに足る書面又は当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の議事録の写し

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した届出仮目論見書を使用する場合における当該届出仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　連結情報を記載した書類

二　第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　前号イ及びホに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、これらの書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　前号ロからニまでに掲げる書類

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号イ及びホに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、これらの書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　第一号ロからニまでに掲げる書類

ハ　当該有価証券届出書の提出者が法第五条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ホ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

四　第七号様式により作成した有価証券届出書

イ　第一号に掲げる書類（当該有価証券届出書を提出しようとする外国会社（以下この号において「当該外国会社」という。）が当該有価証券届出書に連結情報を記載している場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

（ヘ　削除）

ヘ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

チ　トに該当する有価証券について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

五　第七号の二様式により作成した有価証券届出書

イ　第二号イ及びロに掲げる書類（当該有価証券届出書の組込書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　前号ロ、ハ及びホからチまでに掲げる書類

六　第七号の三様式により作成した有価証券届出書

イ　第三号に掲げる書類（当該有価証券届出書の参照書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　第四号ロ、ハ及びホからチまでに掲げる書類

２　この省令において、連結情報とは、次の各号に掲げる事項をいう。

一　企業集団（連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。以下同じ。）の状況に関する重要な事項及び業績の概要

二　連結会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。）に関する最近二連結会計年度に係る次の財務情報

イ　事業の種類別の売上高（役務収益を含む。ロ及びハにおいて同じ。）及び営業利益又は営業損失（ただし、経常利益又は経常損失を記載することが適当であると認められる場合にあつては経常利益又は経常損失。ロ及び附則第六項において同じ。）

ロ　所在地別（提出会社の本店又は主たる事務所が所在する国又は地域（以下この号及び附則第七項において「本国」という。）と本国以外の国又は地域の別をいう。）の売上高及び営業利益又は営業損失

ハ　海外売上高（提出会社及び本国に所在する連結子会社の輸出高並びに本国以外の国又は地域に所在する連結子会社の売上高（本国への輸出高を除く。）の合計額をいう。）

三　最近二連結会計年度に係る連結財務諸表に記載された事項

３　第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第二項に規定する大蔵省令で定める添付する書類（以下「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。この場合において、第二号ホ、ト又はチに掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき発起人全員の同意があつたことを知るに足る書面又は当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の議事録の写し

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した仮目論見書を使用する場合における当該仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　連結情報（次項に規定する連結情報をいう。以下同じ。）を記載した書類

（二、三　新設）

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（当該外国会社が当該有価証券届出書に連結財務諸表を掲げている場合には、同号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該有価証券届出書に記載した事項以外の事項で財務諸表等規則第百二十七条第一項又は第二項の規定により当該外国会社がよるものとされた財務書類の用語、様式及び作成方法が採用されている地域において、開示すべきこととされている事項がある場合には、当該事項のうち大蔵大臣が定めるものを記載した書面

ト　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

チ　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

リ　チに該当する有価証券について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

（五、六　新設）

２　「連結情報」とは、次の各号に掲げる事項をいう。

一　企業集団（連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。以下同じ。）の状況に関する重要な事項及び業績の概要

（二　新設）

二　最近二連結会計年度に係る連結財務諸表に記載された事項

３　第一項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【昭和62年2月20日 省令第2号】

（改正後）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第二項に規定する大蔵省令で定める添付する書類（以下「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。この場合において、第二号ホ、ト又はチに掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき発起人全員の同意があつたことを知るに足る書面又は当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の議事録の写し

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した仮目論見書を使用する場合における当該仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　連結情報（次項に規定する連結情報をいう。以下同じ。）を記載した書類

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（当該外国会社が当該有価証券届出書に連結財務諸表を掲げている場合には、同号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該有価証券届出書に記載した事項以外の事項で財務諸表等規則第百二十七条第一項又は第二項の規定により当該外国会社がよるものとされた財務書類の用語、様式及び作成方法が採用されている地域において、開示すべきこととされている事項がある場合には、当該事項のうち大蔵大臣が定めるものを記載した書面

ト　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

チ　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

リ　チに該当する有価証券について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

２　「連結情報」とは、次の各号に掲げる事項をいう。

一　企業集団（連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。以下同じ。）の状況に関する重要な事項及び業績の概要

二　最近二連結会計年度に係る連結財務諸表に記載された事項

３　第一項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第二項に規定する大蔵省令で定める添付する書類（以下「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。この場合において、第二号ホ、ト又はチに掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日前までに提出することができる。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき発起人全員の同意があつたことを知るに足る書面又は当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の議事録の写し

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した仮目論見書を使用する場合における当該仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　最近二連結会計年度に係る連結財務諸表

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（当該外国会社が当該有価証券届出書に連結財務諸表を掲げている場合には、同号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該有価証券届出書に記載した事項以外の事項で財務諸表等規則第百二十七条第一項又は第二項の規定により当該外国会社がよるものとされた財務書類の用語、様式及び作成方法が採用されている地域において、開示すべきこととされている事項がある場合には、当該事項のうち大蔵大臣が定めるものを記載した書面

ト　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

チ　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

リ　チに該当する有価証券について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

（２　新設）

２　第一項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【昭和60年2月1日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和59年9月21日 省令第36号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 省令第54号】 （改正なし）

【昭和58年4月15日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和57年12月20日 省令第64号】 （改正なし）

【昭和57年9月21日 省令第50号】 （改正なし）

【昭和56年9月25日 省令第43号】 （改正なし）

【昭和56年3月20日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和55年11月15日 省令第44号】

（改正後）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第二項に規定する大蔵省令で定める添付する書類（以下「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。この場合において、第二号ホ、ト又はチに掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日前までに提出することができる。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき発起人全員の同意があつたことを知るに足る書面又は当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の議事録の写し

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した仮目論見書を使用する場合における当該仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　最近二連結会計年度に係る連結財務諸表

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（当該外国会社が当該有価証券届出書に連結財務諸表を掲げている場合には、同号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該有価証券届出書に記載した事項以外の事項で財務諸表等規則第百二十七条第一項又は第二項の規定により当該外国会社がよるものとされた財務書類の用語、様式及び作成方法が採用されている地域において、開示すべきこととされている事項がある場合には、当該事項のうち大蔵大臣が定めるものを記載した書面

ト　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

チ　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

リ　チに該当する有価証券について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

２　第一項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第二項に規定する大蔵省令で定める添付する書類（以下「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。この場合において、第二号ホ、ト又はチに掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日前までに提出することができる。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき発起人全員の同意があつたことを知るに足る書面又は当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の議事録の写し

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した仮目論見書を使用する場合における当該仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　最近二連結会計年度に係る連結財務諸表

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（当該外国会社が当該有価証券届出書に連結財務諸表を掲げている場合には、同号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易管理法第三十四条の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該有価証券届出書に記載した事項以外の事項で財務諸表等規則第百二十七条第一項又は第二項の規定により当該外国会社がよるものとされた財務書類の用語、様式及び作成方法が採用されている地域において、開示すべきこととされている事項がある場合には、当該事項のうち大蔵大臣が定めるものを記載した書面

ト　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

チ　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

リ　チに該当する有価証券について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

２　第一項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【昭和54年3月22日 省令第6号】

（改正後）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第二項に規定する大蔵省令で定める添付する書類（以下「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。この場合において、第二号ホ、ト又はチに掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日前までに提出することができる。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき発起人全員の同意があつたことを知るに足る書面又は当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の議事録の写し

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した仮目論見書を使用する場合における当該仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　最近二連結会計年度に係る連結財務諸表

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（当該外国会社が当該有価証券届出書に連結財務諸表を掲げている場合には、同号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易管理法第三十四条の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ　当該有価証券届出書に記載した事項以外の事項で財務諸表等規則第百二十七条第一項又は第二項の規定により当該外国会社がよるものとされた財務書類の用語、様式及び作成方法が採用されている地域において、開示すべきこととされている事項がある場合には、当該事項のうち大蔵大臣が定めるものを記載した書面

ト　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

チ　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

リ　チに該当する有価証券について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

２　第一項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第二項に規定する大蔵省令で定める添付する書類（以下「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。この場合において、第二号ホに掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日前までに提出することができる。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき発起人全員の同意があつたことを知るに足る書面又は当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の議事録の写し

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した仮目論見書を使用する場合における当該仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　最近二連結会計年度に係る連結財務諸表

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（当該外国会社が当該有価証券届出書に連結財務諸表を掲げている場合には、同号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易管理法第三十四条の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

（へ　新設）

へ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

チ　トに該当する有価証券について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

２　第一項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【昭和54年2月15日 省令第2号】

（改正後）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第二項に規定する大蔵省令で定める添付する書類（以下「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。この場合において、第二号ホに掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日前までに提出することができる。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき発起人全員の同意があつたことを知るに足る書面又は当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の議事録の写し

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した仮目論見書を使用する場合における当該仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　最近二連結会計年度に係る連結財務諸表

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（当該外国会社が当該有価証券届出書に連結財務諸表を掲げている場合には、同号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易管理法第三十四条の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

へ　当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト　当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

チ　トに該当する有価証券について保証が付されている場合には、次に掲げる書面

（イ）　当該保証を行つている会社の定款及び当該保証を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

（ロ）　当該保証の内容を記載した書面

２　第一項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第二項に規定する大蔵省令で定める添付する書類（以下「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。この場合において、第二号ホに掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日前までに提出することができる。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき発起人全員の同意があつたことを知るに足る書面又は当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の議事録の写し

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した仮目論見書を使用する場合における当該仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　最近二連結会計年度に係る連結財務諸表

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（当該外国会社が当該有価証券届出書に連結財務諸表を掲げている場合には、同号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易管理法第三十四条の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

（ヘ～チ　新設）

２　第一項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【昭和53年12月20日 省令第65号】 （改正なし）

【昭和52年8月30日 省令第40号】 （改正なし）

【昭和52年6月2日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和51年10月30日 省令第30号】

（改正後）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第二項に規定する大蔵省令で定める添付する書類（以下「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。この場合において、第二号ホに掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日前までに提出することができる。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき発起人全員の同意があつたことを知るに足る書面又は当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の議事録の写し

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した仮目論見書を使用する場合における当該仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ホ　最近二連結会計年度に係る連結財務諸表

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類（当該外国会社が当該有価証券届出書に連結財務諸表を掲げている場合には、同号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易管理法第三十四条の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

２　第一項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第二項に規定する大蔵省令で定める添付する書類（以下「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。この場合において、第二号ホに掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日前までに提出することができる。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき発起人全員の同意があつたことを知るに足る書面又は当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の議事録の写し

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した仮目論見書を使用する場合における当該仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

（ホ　新設）

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国為替及び外国貿易管理法第三十四条の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

２　第一項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【昭和50年6月23日 省令第27号】 （改正なし）

【昭和49年9月28日 省令第55号】 （改正なし）

【昭和49年3月23日 省令第15号】

（改正後）

（有価証券届出書の添付書類）

**第十条**　法第五条第二項に規定する大蔵省令で定める添付する書類（以下「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。この場合において、第二号ホに掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日前までに提出することができる。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき発起人全員の同意があつたことを知るに足る書面又は当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の議事録の写し

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した仮目論見書を使用する場合における当該仮目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社の資本の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券届出書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

（ホ　削除）

ホ　外国為替及び外国貿易管理法第三十四条の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

（２　削除）

２　第一項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の添附書類）

**第十条**　法第五条第二項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。この場合において、第二号ヘに掲げる書類を有価証券届出書に添附できないときには、当該届出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日前までに提出することができる。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき発起人全員の同意があつたことを知るに足る書面又は当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の議事録の写し

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した目論見書を使用する場合における当該目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社の資本の額の変更につき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　有価証券届出書に記載された代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を附与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国会社がその子会社の全部又は一部との連結財務諸表を継続的に作成している場合には、継続開示会社にあつては最近二事業年度、継続開示会社以外の会社にあつては最近五事業年度（六箇月を一事業年度とする会社にあつては十事業年度）の当該連結財務諸表

ヘ　外国為替及び外国貿易管理法第三十四条の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

２　前項第二号ホにおいて「子会社」とは、当該外国会社に発行済株式総数の二分の一をこえる株式を所有されている会社をいい、「継続開示会社」とは、当該有価証券届出書提出日前において有価証券報告書又は有価証券届出書を提出した会社（法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けている会社を除く。）をいう。

３　第一項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を附さなければならない。

【昭和48年1月30日 省令第5号】

（有価証券届出書の添附書類）

**第十条**　法第五条第二項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。この場合において、第二号ヘに掲げる書類を有価証券届出書に添附できないときには、当該届出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日前までに提出することができる。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき発起人全員の同意があつたことを知るに足る書面又は当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の議事録の写し

ハ　法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した目論見書を使用する場合における当該目論見書

ニ　当該有価証券の発行による会社の資本の額の変更につき行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　有価証券届出書に記載された代表者が当該有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を附与したことを証する書面

ニ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であること及び有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ　外国会社がその子会社の全部又は一部との連結財務諸表を継続的に作成している場合には、継続開示会社にあつては最近二事業年度、継続開示会社以外の会社にあつては最近五事業年度（六箇月を一事業年度とする会社にあつては十事業年度）の当該連結財務諸表

ヘ　外国為替及び外国貿易管理法第三十四条の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

２　前項第二号ホにおいて「子会社」とは、当該外国会社に発行済株式総数の二分の一をこえる株式を所有されている会社をいい、「継続開示会社」とは、当該有価証券届出書提出日前において有価証券報告書又は有価証券届出書を提出した会社（法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けている会社を除く。）をいう。

３　第一項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を附さなければならない。